

津島市クーリングシェルター実施要領

1 趣旨

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気温が高く暑い時期を通じて、高齢者やエアコンを使用できない者が適当な冷房設備により涼しく過ごせる休憩場所を有する施設をクーリングシェルターとして指定し、市民その他の者に開放するものとする。

2 クーリングシェルターの指定の要件

指定することができる施設は、市の区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 適当な冷房設備（定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備をいう。）を有すること。
- (2) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第19条第1項の規定により愛知県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、あらかじめ定めた基準に従い、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- (3) クーリングシェルターとして開放する部分が適切な空間を確保できること。

3 クーリングシェルターとしての機能

クーリングシェルターにおいては、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 希望者に無償で涼しく過ごせる休憩場所を提供すること。
- (2) ポスター等の掲出によりクーリングシェルターの周知を行うこと。
- (3) ちらしの配置等により熱中症対策の啓発に協力すること。
- (4) 熱中症の症状のある者に対する応急対応を行うこと。

4 クーリングシェルターの開放期間

熱中症に注意が必要な夏の期間（概ね5月から9月まで）とする。ただし、熱中症特別警戒アラート（運用期間：4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）が発表された場合は、開放期間にかかわらず、あらかじめ当該施設の運営基準に基づいて定めた開放基準に従い、クーリングシェルターを開放するものとする。

5 クーリングシェルターの指定

クーリングシェルターは、気候変動適応法第21条第1項の規定による指定暑熱避難施設として指定するものとし、次に掲げる指定に係る施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 市が管理する公共施設

市長は、市が管理する公共施設（病院、学校その他特定の者のみが利用することを前提とする施設及び施設の入場に利用の許可を要する施設を除く。）のうち指定の要件に適合すると認められる施設をクーリングシェルターとして指定するものとする。

(2) 市以外の者が管理する施設の指定の手続

ア 熱中症対策の推進及びクーリングシェルターの趣旨に賛同する者は、その管理する施設についてクーリングシェルターとして指定を受けようとするときは、別記1によりその旨を市長に申し出ることができる。

イ 市長は、当該申出に係る施設が指定の要件に適合すると認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定するものとする。この場合において、この事業の適正な実施を図るために必要な範囲において、指定を受ける者に対して、調査等の協力を求めることができるものとする。

ウ 当該施設をクーリングシェルターとして指定したときは、当該施設の管理者との間において、気候変動適応法第21条第3項の規定による協定を締結するものとする。なお、協定の標準例は、別記2のとおりとする。

6 クーリングシェルターとしての指定の取消し

市長は、クーリングシェルターとしての指定を取り消すときは、気候変動適応法第22条第1項又は第2項の規定によるものとする。

7 クーリングシェルターの公表

クーリングシェルターとして指定したときは、気候変動適応法第21条第4項の規定による公表として、市ホームページ等において、施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数その他の事項を公表するものとする。

8 施行期日

令和6年7月1日

別記1

津島市クーリングシェルター指定申出書

年 月 日

(宛先) 津島市長

1 申出者

住 所		
氏名又は名称及び代表者氏名		
施 設 管 理 者	所 属	
	役 職 名	
	氏 名	
担 当 者	所 属	
	役 職 名	
	氏 名	
連 絡 先	電 話	
	メールアドレス	

2 クーリングシェルターとして指定を受けようとする施設

施 設 の 名 称		
所 在 地		
開 放 可 能 日 等	開 放 期 間	
	開 放 する 曜 日	
	開 放 する 時 間 帯	
	定 休 日 其 他 開 放 不 可 の 条 件 等	
開 放 する 場 所 の 概 要		
受 入 可 能 人 数		
特 記 事 項		

別記2

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書【標準書式】

●●（以下「甲」という。）と愛知県津島市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称

●●センター

(2) 所在地

愛知県津島市●●町●丁目●番地

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放する曜日

●曜日から●曜日まで

(2) 開放する時間帯

午●●時●●分から午●●時●●分まで

(3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

●人

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、愛知県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、速やかに、その旨を甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設の供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞りに係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ、乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設の供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合について準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い、本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、当該期間の満了の●月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名